

上ニ達シタル場合ハ支部ヲ組織スルモノトス

(二) 支部組織ノ定員ニ滿タザル場合ハ本部ニ直屬スルモノトス

第十五條

支部ヲ組織セントスル場合ハ支部内規及支部役員名簿ヲ執行委員會ニ提出シ承認ヲ求ムルモノトス

第十六條

支部ハ執行委員會ノ統制ニ從ヒソノ地域ニ於テ分會ヲ統制シ労働組合事業ヲ遂行スルモノトス

第十七條

(一) 支部ニ總會、支部委員會ノ二機關ヲ置ク

第十八條

支部ニ役員トシテ支部長一名、支部委員若干名、會計一

名、會計審査若干名ヲ置ク
支部費ハ支部會計之ヲ保管シ一定ノ割合ヲ以テ支部直接

第十九條